

# 地域雇用開発助成金に「能登半島地震特例」を設けました

能登6市町（七尾市、輪島市、珠州市、志賀町、穴水町、能登町）で事業所の設置・整備、雇入れを行う事業主に対して、地域雇用開発助成金※が支給されます。  
令和6年7月1日から令和7年6月30日までに計画書を提出した場合、以下の特例が適用されます。

※「地域雇用開発助成金」は、雇用機会が不足している地域等で、事業所の設置・整備、あるいは創業に伴い、求職者を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

## ① 対象となる施設の設置・整備費用の範囲拡大

現行	拡大	能登半島地震特例
雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した費用	拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した費用</li> <li>能登半島地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した費用</li> <li>宿舍の新設、増設、購入、賃借の費用や通勤車両（借り上げた通勤車両）に要した費用</li> </ul>

## ② 対象となる労働者の範囲拡大

現行	拡大	能登半島地震特例
ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者（雇用機会が不足している地域などに居住する求職者に限る）	拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者</li> <li>令和6年1月1日から同年6月30日の間に、能登半島地震により一時離職した者※</li> </ul>
		※能登半島地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者

## ③ 支給額の引き上げおよび設置・設備費用、対象労働者数の要件緩和

設置・整備費用(円)	現行				引き上げ、緩和	設置・整備費用(円)	能登半島地震特例			
	対象労働者の増加人数(人) ( )内は創業の場合のみ適用						対象労働者の増加人数(人) ( )内は創業の場合のみ適用			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上		2人	3(2)~4人	5~9人	10人以上~	
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円		30万円	50万円	80万円	100万円	
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円		60万円	100万円	160万円	300万円	
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円		80万円	120万円	200万円	400万円	
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円		120万円	180万円	300万円	600万円	
						160万円	240万円	400万円	800万円	

※上記表の額は1回の助成額（1年ごとに「最大」3回支給）

裏面に、地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の概要をまとめていますので、ご参照ください

## 「能登半島地震特例」の制度概要

事業主が、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、事業所の設置・整備を行い、求職者を雇い入れた場合に、事業所の設置・整備に要した費用と雇入れ人数に応じた地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を、最大3年間（3回）支給します。

### 主な支給要件

- 能登6市町において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
- 令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間に計画書を提出すること  
※計画を開始する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18ヶ月です。
- 以下の者を雇い入れること  
ハローワーク等の紹介による労働者または令和6年1月1日から同年6月30日の間に能登半島地震により一時離職した者（能登半島地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者。  
※その他、対象労働者の要件があります。
- 事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が100万円以上であること  
・修理・修繕費用 ※能登半島地震に伴う被災等により必要になったものに限る。  
・宿舍の新設、増設、購入、賃借費用、通勤車両費用（従業員の通勤に活用する借り上げた通勤車両）も対象になります。
- 事業所の被保険者数が増加していること  
※計画を開始する日の前日と完了日を比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
- 労働関係法令を遵守していること

※令和6年1月1日から同年6月30日までの間に開始した設置・整備費用および雇い入れた労働者も対象とします。

### 受給の手続き（最大3年間）

: 労働局への申請手続き

: 事業所内で行う取り組み（設置・整備+雇入れ）

#### 計画開始

①「計画書」などの必要書類を石川労働局長に提出する

#### 計画期間（最長18か月）

- ② 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を行う（100万円以上）
- ③ 支給要件を満たす労働者を雇い入れ、2人以上増加させる

#### 計画完了

④「完了届（第1回支給申請書）」などの必要書類を石川労働局長に提出する

#### 1年間

被保険者数の維持    対象労働者数の維持    対象労働者の定着

#### 支給申請

⑤「支給申請書（2回目）」などの必要書類を石川労働局長に提出する

#### 1年間

被保険者数の維持    対象労働者数の維持    対象労働者の定着

#### 支給申請

⑥「支給申請書（3回目）」などの必要書類を石川労働局長に提出する

※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

ご不明な点がございましたら、石川労働局職業対策課にお尋ねください。  
ハローワーク（公共職業安定所）においては書類の取り次ぎを行います。